

令和8年度 当初予算編成方針の概要

I 国の動向

国の経済・財政政策の指針である「骨太の方針 2025（経済財政運営と改革の基本方針 2025）」では、賃上げを起点とした成長型経済への転換を目指し、物価上昇を上回る賃上げの定着・中小企業支援などを推進し最低賃金 1,500 円の実現に取り組むとしており、このため「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」及び令和 6 年度補正予算並びに令和 7 年度予算、また関連する施策を迅速かつ着実に執行している。

令和 8 年度予算においては、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、少子化対策・こども政策などの重要政策課題へ必要な予算措置を講じ、メリハリの利いた予算編成とするとしている。また、総務省の令和 8 年度概算要求において、地方の歳出水準については「令和 7 年度地方財政計画の水準を下回らないよう同水準を確保する」「予算編成過程において、経済・物価動向等を適切に反映する」としているものの、「予算編成過程で必要な調整を行う」ともされているため、今後の国の予算編成の動向も合わせて注視が必要である。

II 隠岐の島町の財政見通し

本町の令和 6 年度普通会計決算は、歳出ベースで令和 5 年度より 26 億 8,752 万円 (15.1%) 増額し 204 億 9,799 万円となった。増額要因としては一部事務組合負担金の影響が大きく、フェリー新造船事業、消防無線整備事業、病診一元化により移管した診療所・訪問看護事業の負担金増額に加え隠岐病院運営負担金の増額などで 19 億 6,381 万円の増額。その他中出張所新庁舎整備事業や離島留学学生寮整備事業なども影響を与えている。

財政指標では、実質公債費比率が 0.8 ポイント減の 11.3%、将来負担比率が 26.1 ポイント増の 161.5% となった。現在のところ早期健全化判断基準を下回っているが、実質公債費比率については令和 9~10 年度には大きく伸びることが想定されている。経常収支比率については 2.0 ポイント減の 87.4% となっているが、高水準であることには変わりがなく、今後も注視が必要である。

基金残高については、令和 6 年度決算において財政調整基金、減債基金合わせて 5 億 9,341 万円を取り崩して財源不足を補ったが、令和 5 年度にも 7 億 5 千万円余りを取り崩しており、残高が急激に減少している。令和 7 年度においても 12 月補正時点で 5 億 6 千万円余りの取崩しが見込まれており、この規模で財源不足が続けば早期に基金が枯渇し、町政運営に重大な支障を来す事態を招きかねないため、今後、財源不足をいかに小さくしていくかがこれまで以上に重要となってくる。

本町の財政見通しは予断を許さない状況であるが、総合振興計画を着実に遂行していくためには、重点的な施策へ予算を集中配分すると同時に事業の廃止・停止を躊躇なく行う徹底したスクラップ・アンド・ビルトを意識し、将来へつなげられる持続可能な行財政基盤の構築を見据えた予算編成を行う必要がある。

III 予算編成の基本的な考え方

● 隠岐の島町総合振興計画の推進

収支改善の取組とのバランスを図りながら、現下の経済・雇用情勢に適切に対応し、安全安心な町民生活や町の将来的な発展を図るために、『第2次隠岐の島町総合振興計画2020-2029』に掲げられたまちづくり重点プロジェクトを意識した予算配分を行う。

● 社会経済活動の変化への対応

物価高騰は町民生活や地域経済活動など、幅広い分野で大きな影響を及ぼしている。社会経済活動の変化への対応については、国の動向等を踏まえ、必要な事業を精査した上で要求すること。

また人の動きや生活様式が大きく変化している中、従来どおりの事業実施が適切でなくなったものや、時代に合わなくなつたものについては積極的に見直し、「新しい事業のあり方」、「新たな事業への転換」という観点を持った施策を提案すること。

● これまでの課題への対応について

- ・令和7年度当初予算、令和7年度決算見込みを十分に分析し、この基本方針に沿って、職場内での徹底した話し合いによる、予算要求をすること。
- ・決算審査、議会における意見については、その内容を十分に検証し、確実な経費の見積りを行うとともに、事業の制度設計の熟度を上げ、十分な説明責任を尽くせる要求を行うこと。
- ・過去の予算査定における課題を解決する要求を行うこと。

IV 予算要求枠

令和8年度も引き続き歳出の節減、合理化が要求されるので、町負担額(一般財源)について次頁のとおり「要求枠を設定」する。各課においては、次頁記載事項を厳守の上、枠内におさめた要求をおこなうこと。

区分	予算要求枠
① 義務的経費	所要額 人件費、扶助費、公債費、広域連合負担金、他会計繰出金、法令外負担金等適正化審議会によって決定された負担金等
② 管理的経費	一般財源ベースで、 前年度当初予算額の95%以下 庁舎などの施設維持管理費、事務機器等リース料、各事務諸費等（行政サービスや行政水準を維持していくために経常的に必要となる経費）

行政的経費	各種補助金、各種支援事業、イベント開催経費等（政策的な判断による行政サービスや、行政水準の向上を図るため、臨時に投入する経費）	一般財源ベースで、前年度当初予算額の90%以下
投資的経費	道路改良事業費、港湾漁港事業費、県事業負担金、災害復旧事業費等（いわゆるハード整備事業に係る経費）	総合振興計画における事業計画額

V その他指示事項

① 歳入に関する事項

- ・不用財産の活用・売却のほか、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングなど、新たな財源確保に努めること。
- ・起債については枠の減少に伴う

② 歳出に関する事項

- ・会計年度任用職員の任用については、特別な場合を除き認めない。
- ・令和7年度に行った補助金の見直し対象となった事業については、基準に従い見直し・廃止を行うこと。